

定 款

WDBホールディングス株式会社

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、WDBホールディングス株式会社と称し、英文では WDB HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 労働者派遣事業、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
2. 事務処理、経理処理、電子計算機処理、その他産業上の業務処理の請負
3. 各種外国語の翻訳、通訳業務の請負
4. 電子計算機のソフトウェア、および機能システム、プログラムの開発、設計、作成業務の請負
5. 事務機器の販売
6. 個人および企業における能力開発、人材育成に関する教育事業
7. 見本市、展覧会、展示会等の各種催事の開催に関する企画、設営、援助、指導ならびに請負
8. 出版物、ビデオテープの企画、制作および販売
9. 民営職業紹介業
10. 企業の経営に関するコンサルティング業務
11. 請負業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する。
12. 魚介類の養殖販売事業
13. 不動産の売買、賃貸借および、これらの媒介ならびに管理業務
14. 前各号に付帯または関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は80,240,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(営業年度および決算期)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(昭和60年 6 月 2 1 日制定)
(昭和61年 1 2 月 2 4 日改定)
(平成 2 年 5 月 2 3 日改定)
(平成 2 年 1 2 月 3 日改定)
(平成 5 年 6 月 2 0 日改定)
(平成10年 5 月 3 0 日改定)
(平成14年 3 月 1 6 日改定)
(平成14年 5 月 3 0 日改定)
(平成14年 1 1 月 1 日商号の変更)
(平成15年 1 0 月 1 日目的の追加)
(平成16年 1 1 月 2 2 日改定)
(平成17年 1 1 月 2 2 日改定)
(平成18年 6 月 2 9 日改定)
(平成18年 1 0 月 1 日改定)
(平成20年 6 月 2 5 日改定)
(平成21年 6 月 2 5 日改定)
(平成22年 6 月 2 5 日改定)
(平成23年 6 月 2 3 日定時株主総会で承認)
(平成23年 1 1 月 1 日効力発生日改定)
(平成25年 3 月 4 日取締役会で承認)
(平成25年 4 月 1 日効力発生日改定)
(平成25年 6 月 2 5 日改定)
(平成26年 6 月 2 4 日改定)
(平成27年 1 月 1 日効力発生日改定)
(平成28年 6 月 2 3 日改定)
(平成30年 6 月 2 1 日改定)
(令和 4 年 6 月 2 3 日改定)
(令和 7 年 6 月 2 6 日定時株主総会で承認)
(令和7年 10 月 1 日効力発生による附則削除)